

看板設置には
申請が必要です!

下田市を含む伊豆半島の 13 市町は、静岡県と協働で景観を良くするために様々な取組を行っています。

現在、東京オリンピック開催までに力を入れているのが「屋外広告物(看板)」対策です。特に、伊豆半島に約 2,200 件存在する「基準に合っていない」又は「申請されていない」野立て看板をゼロにする取組を集中的に行っています。

知っていますか?

屋外広告物(看板)のこと

- ① 設置には申請、許可が必要な場合がある
- ② サイズやデザインなど決まりがある
- ③ 一度許可が下りても 2 年に 1 度更新が必要

昨年(平成 30 年) 1 月からこの取組を開始し、1 年が経過し、市内では皆さまの協力により半数近くの野立て看板が是正されました。

今後、看板設置をご検討されている場合は、市に申請が

必要なことをご理解ください。美しい沿道景観創出のため、今後ともご協力をよろしくお願ひします。

問合せ先 建設課都市住宅係

☎ 22219

平成 31 年度「リサイクル分別収集予定表」及び「家庭ごみの分け方・出し方」掲載内容の訂正とお詫び

3 月 3 日(日)に新聞折り込み等で配布した予定表等に誤りがありましたので、訂正してお詫びいたします。

○リサイクル分別収集予定表

訂正箇所

- ・旧町内①11月収集日の曜日
- 正 19 日(火) 誤 19 日(金)
- ・朝日地区 10 月収集日の曜日
- 正 30 日(水) 誤 30 日(木)

○家庭ごみの分け方・出し方

訂正箇所

- ・家電リサイクル欄内の表記
- 正 冷蔵庫(冷凍庫・保冷庫含)
- 誤 冷蔵庫(冷凍庫・保冷庫含)
- ・市で扱わないごみ欄内の表記
- 正 消火器 誤 消火器
- ※市ホームページに掲載しているものは修正済みです。

問合せ先

環境対策課

☎ 22213

市民相談・法律相談を
ご利用ください

市では、市民の皆さまの悩みの解決や、行政に対する苦情解決の一助として、市民相談・法律相談を実施しています。相談無料、秘密厳守です。お気軽にご相談ください。※相談は原則として予約制です。※電話による相談は行っておりません。

○市民相談

- 日時 毎月第 2・第 4 水曜日 10 時～15 時(1 時間/4 件)
- 内容 一般相談、行政の仕事に対する要望や苦情相談
- 相談員 市民相談員
- 直近の相談日 4 月 10 日(水)、4 月 24 日(水)

○法律相談

- 日時 毎月第 2 水曜日 9 時 30 分～正午(30 分/5 件)
- 内容 相続、土地・建物の賃貸借、賠償、訴訟手続、その他日常の法律問題
- 相談員 市顧問弁護士
- 直近の相談日 4 月 17 日(水)
- 場所 市役所会議室

問合せ先

市民保健課市民係

(窓口②) ☎ 22215

市税等の納め忘れは
ありませんか?

市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納め忘れはありませんか? そのままにしておくと延滞金の加算や、滞納処分を受けることとなります。特別な事情で納付が遅れている方は左記までご相談ください。

問合せ先 税務課収納係

(窓口⑦) ☎ 22218

宮渡戸橋の
供用開始のお知らせ

平成 29 年 9 月から実施しておりました宮渡戸橋架替工事について、皆さまのご協力により無事完成する見込みとなりました。

このため、次の日に宮渡戸橋の供用を開始いたします。

日時 3 月 29 日(金) 16 時
2 年間の長期に渡り、皆さまにはご迷惑、ご不便をお掛けいたしました。ご協力ありがとうございました。

問合せ先

建設課土木管理係

☎ 22219

SNS の使い方に
気をつけて!

現在、中高生を中心に多くの子どもたちがスマートフォンを持ち、SNS(ライン、インスタグラム、ツイッター、フェイスブックなど)を利用しているかと思えます。気軽にメッセージのやり取りができる反面、いじめやネット依存、写真流出での被害、ネットを通じて知り合った人と会うことで、犯罪に巻き込まれるケースなどが増えていることも忘れてはいけません。

インターネットを利用する際には、次のようなルールを作るなど、家庭内で話し合いの場を持ちましょう。

インターネットを

利用する際のルール

- ・悪口など相手が嫌な思いをする書き込みをしない
- ・ネットで知り合った人と直接会わない
- ・安易に個人情報や顔写真を載せない
- ・投稿を公開する範囲を設定する、など

問合せ先

下田警察署管内防犯協会

☎ 2766